

官民競争入札等監理委員会 第 57 回 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 57 回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 1 月 29 日（金） 18:00～19:03

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

議題 1 実施要項（案）について

- ・ 情報処理技術者試験事業
- ・ 新宿御苑の維持管理業務
- ・ 大山隠岐国立公園大山寺及び桝水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務

議題 2 求人開拓事業の実績評価（案）について

議題 3 官民競争入札における入札関係書類の評価について

- ・ ビジネスライブラリー運営業務
- ・ アジア経済研究所図書館運営業務

議題 4 今後の進め方について

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、吉野委員、渡邊委員

（事務局）

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、予定の時刻になりましたので、第 57 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議事ではありますが、議事次第のとおりであります。

その議事次第の中で、議題 3 に関しましては、予定価格等の非開示情報が含まれていることから、議題 4 に関しましては、委員同士による率直かつ自由な意見交換を確保するという点から、本委員会の運営規則 5 条の定めに基づいて、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開するということにさせていただきますと思います。

まず、実施要項（案）の審議に入りますが、議事次第にある 3 件の実施要項につきまして、本委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、御審議いただきます。この実施要項（案）につきましては、これまで入札監理小委員会で審議を行ってきましたので、その結果につきまして、御報告いただきたいと思います。

まず、独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業につきましては、榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料 1－1 と資料 1－2 が実施要項（案）でございますので、資料 1－1 に従って説明したいと思います。

独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業につきましては、2 回目でございます。前のを拡大しようということでございます。ここでは、大きく 2 点につきまして様々な議論をいたしました。

1 番目のサービスの質が満たされなかった場合の措置というものがございます。これを実施要項（案）に明記すべきではないかということでございますが、対応としては、サービスの質が満たされなかった場合の処理として、留保事項を規定したと書いてございます。これはどういう意味かと申しますと、当初の案は、サービスの質が満たされなかった場合は、支払いを留保するような記載がございました。ただ、サービスの質といっても、そのサービスの質の中身を見ますと、非常に重度なものの中程度のもの、軽度なものがある。そのときに、一律に支払いを留保してしまうと、なかなかハードルが高くなって、民間事業者が入札に参加することをためらうのではないかとこの議論がございまして、結果的には、資料 1－2 「民間競争入札実施要項（案）」の 5 ページに「(5) 契約形態及び支払い」がございしますが、その「ハ」の 2 行目に「サービスの質が満たされず、試験が無効になるような著しく重度」の場合は、損害賠償も出てくるかもわかりませんので留保しますという記載にいただきました。

試験に重度の影響を与えた場合は、改善計画を提出して、承認をもらわないといけない。その業務計画書に従いまして、業務執行の確認ができない限り払わないということです。

軽度にとどまると判断した場合は、一旦支払いを行います。いずれにしても計画書を出していただいて、承認を得ないといけませんということです。ただ、次回の試験においてまた同じようなことを起こした場合は留保して、改善されるまで支払わないという整理の仕方をしていただきました。

た。ただしこの場合、重度とか著しい重度だとか、軽度といってもなかなかわからないので、ある程度整理をしていただきまして、例えば試験問題を漏えいしたとか、回答済みの回答用紙を大量に紛失したというものは、著しく重大だということで、それぞれのケースに分けて、一旦整理をしていただきました。これはなかなかガイドラインというか、具体例みたいなものですので、民間の入札参加者が説明会に参加するときにこのような説明をしていただいて、著しいとか、重大なとか、軽度というのはこの程度ですということを理解していただくようにいたしました。

資料 1－1 に戻りまして「2 実績評価時期」であります。

これは評価実施時期を 25 年 3 月末にしていますけれども、この場合だと、実績評価が次の基本方針に反映されないために、評価を早めるべきではないかということでございましたので、この評価時期を 24 年の 3 月末時点に 1 年前倒ししていただいたということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

続きまして、環境省の新宿御苑の維持管理業務、大山隠岐国立公園の大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務につきまして、小林副主査の方からお願いいたします。

○小林委員 資料 2－1 に基づきまして、新宿御苑の維持管理業務について御報告します。

平成 22 年 7 月から 3 年間の契約ということで、民間競争入札を行うということでございます。

1 点目は、温室管理業務の取扱いでございます。

現在は、老朽化に伴う建て替え工事のために使われていないということですが、業務実施期間中に管理対象に追加されることになるということで、その供用開始の時期及び温室管理業務の積算に必要な情報を追加する必要があるのではないかとということで検討いたしました。

その対応といたしまして、平成 24 年度当初の供用開始時期を明記することと、積算に必要な新鑑賞温室の面積、栽培物数量等について明記していただきました。

2 点目は、消耗品の費用負担でございます。

これは当初、環境省の負担ということにしておりましたが、民間事業者の調達プロセスを活用する観点が必要なのではないかということで、消耗品の調達も本件業務の対象としてはどうかということを議論いたしました。

対応といたしまして、消耗品については、民間事業者の負担とすることを原則として、管理事務所の負担とすることが適当と考えられる一部の消耗品についてのみ管理事務所が調達することにいたしました。

3 点目は、廃棄物処理の方法でございます。

これは法令上再委託が禁止されているということで、再委託を許容する趣旨と取られかねないようなことがございましたので、考え方の整理と記載ぶりに注意が必要であるということで、契約は廃棄物の排出者である国と廃棄物処理を行う民間事業者とで直接提携して、支払い等事務手続については、国から管理運営業務受託者に委託するものと整理していただきました。その結果としまして、資格要件の記載というのは不要になりますので、削除いたしました。

4 点目は、民間事業者に期待する提案内容でございます。

これにつきましては、加点項目を中心として、全体の配点方法やどのようなことを具体的に期待するのかという提案内容について工夫することが必要であるということで、新宿御苑の特質といえますか、性質も踏まえた理念のある評価を行うことが可能になるようにする必要があるということで、配点について、重要度に応じて5点から15点の傾斜配点を行うということにさせていただきました。また、期待する提案内容について、例えば芝生管理について「芝生地の裸地及び雑草混入への対策等、要求水準を上回る景観の向上に資する具体的な工夫が見られるか」を評価項目として記載するなど、何を期待しているのかということが具体的にわかるように変更させていただきました。

以上が新宿御苑でございます。

続きまして、資料3-1で大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務について御説明いたします。

これも平成22年7月から3年間の契約ということで、民間競争入札に付するというところでございます。

1点目は、業務の内容についてでございます。

この大山隠岐国立公園の該当地区といいますのは、単純な施設の維持管理業務だけではなくて、情報提供業務が非常に重要であるということが審議の中で明らかになりました。

御参考のために、資料3-2の1ページ目の「1. 業務の目的」を見ていただきますと、自然環境についての四季の変化とか、いろいろな情報提供というのも非常に重要な業務であるということで、その記載を充実させていただきました。今、ご覧いただきましたとおり、業務全体の目的、業務の単純な施設管理だけにとどまらず、情報提供するということが重要であるということで整理していただきまして「1. 業務の目的」として追加し、記載ぶりを明確にさせていただきました。

2点目は、サービスの質でございます。

論点としましては、この業務の目的や重視する点を明確にした上で、サービスの質として重視する内容をサービスの質として適切に設定すべきではないかということで、情報館の管理運営業務、野営場の管理運営業務については、利用者アンケートによる満足度の調査をすることが必要であるということになりましたが、アンケートをまだ実施しておりませんでしたので「おおむね8割を超える」ということをレベルとして設定するのが適当かということを検討いたしました。

その対応としまして、サービスの質については、重視する内容として、国立公園の利用者が必要とする情報をデマンドに応じて正確に提供することと、野営場利用者に対して必要な物品を提供する、快適に野営場を利用していただくということを新たに設定いたしました。そして、アンケート結果を利用した設定については、8割を水準とするとから、業務水準を向上させることに変更いたしました。具体的には、①大山情報館、野営場の清潔・安全な状態の維持、②国立公園の利用者に必要な情報を利用者の需要に応じて正確に提供する、③野営場利用者に対して必要な物品を提供することにおいて、利用者アンケートで具体的な要望や意見等を把握して、これを踏まえて業務内容を充実させ、業務水準を向上させることを図ることにさせていただきました。

3点目は、利用者アンケートについてでございます。

これについて、アンケートの内容が、今、論点2で申し上げましたような点を、需要を調査する

といたしますか、需要を把握するということに資するものであるかということから、そのアンケート内容について検討したところでございます。

その対応として、サービスの質の設定に合わせて、当該施設の清潔・安全でないと感じたところはどこかとか、発信する情報について、それが適切であったか、あるいはニーズに応じていたかとか、野営場の提供物品についての意見を把握するということにして、今後の業務の充実・改善に資するために、具体的な内容の記載を求める方法に修正していただきました。

4点目は、落札者決定の評価項目についてでございます。

これも加点項目については、発注者側が重視する内容を適切に設定するなど、評価項目を整理して、重要度に応じた得点配分を行うべきであるということを議論いたしました。

対応といたしまして、重視する内容として、情報提供業務では提供する情報の内容と情報収集の方法、また、野営場の利用者に対する物品提供では提供物品の内容について加点項目として設定するというので、複数設定していた「緊急時及び非常時の対応」については評価項目を整理することにいたしました。そして、これらの加点項目の得点につきましては、5点から20点までという重要度に応じた配分得点に設定するように修正したところでございます。

以上でございます。

○落合委員長 どうもありがとうございました。ただいま御報告いただきました3件について、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の定めに基づきまして付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、議題2の平成19年度及び20年度求人開拓事業の実績評価(案)であります。

この件につきましては、厚生労働省から実施状況の報告に基づいて、内閣府が実績評価(案)を作成し、入札監理小委員会において審議を行ってまいったということですが、その審議を踏まえた評価(案)について、厚生労働省との協議が整ったということでもありますので、内閣府から御報告をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府から、資料4に基づいて御報告させていただきます。

まず、事業の概要でございますけれども、本事業は厚生労働省のハローワーク関連の事業でございます。雇用失業情勢の特に厳しい地域、具体的には有効求人倍率の低い地域を選んでということになっておりますが、管轄の地域の事業所、企業に対して求人の提出を勧奨して、求人の量的な確保を図るという事業でございます。

対象地域は、19年度は青森東青地域、福岡筑豊地域の2か所、20年度は北海道函館地域、青森東青地域の2か所になっております。

受託事業者及び契約金額については、表にございますとおりとなっております。

実施要項で定められた確保されるべきサービスの質でございますけれども、19年度は開拓求人の充足数となっております。充足数というのは、開拓した求人の中でどれだけ就職につながったかという件数でございます。こちらが19年度はサービスの質として設定されております。

一方 20 年度は、この充足数に加えて、充足数の基となる開拓求人数も一応目標値として設定されていたということになっております。

2 ページ目の「2 受託事業者決定の経緯」でございます。

19 年度については、当初 5 か所で実施することになっておりましたが、2 の（１）の②にございます 3 地域については、入札不調に終わっておりまして、結果的には国が直接実施をしております。

20 年度については、当初から 2 か所で実施するということで、2 か所とも民間事業者が実施しております。

3 ページ目は、事業の実績の実施結果とその評価に関してでございます。

表 1 をご覧になっていただきたいのですが、見方が複雑なので、先に見方を御説明させていただきます。

まず、赤字斜体の部分が民間事業者の実施結果でございます、赤字斜体の枠の中の下の方に、実施要項で定めた目標の数字を記載しております。

更に、過去の国の実績との比較ができるように、17 年度～20 年度の数字を並べております。

また、厚生労働省において、同一年度で国が実施している違う地域との比較を行うということが定められておりますので、北海道函館地域に対しては、青森津軽、高知中央地域が国の比較対象地域となっており、青森東青地域については青森三八地域、福岡筑豊地域については北海道帯広地域が国の比較対象地域として設定されております。

具体的な実施結果の分析でございますけれども、見にくいのですが、4 ページにまとめておりますので、表 1 と交互にご覧になっていただければと思います。

まず、実施要項で定められた目標値との比較でございますけれども、19 年度については、いずれもサービスの質として設定されている開拓求人の充足数を下回る結果となっております。ただし、福岡筑豊地域については、過去の国の実績においても、その目標値 900 人以上を下回る結果となっておりますので、この点については留意する必要があるかと思います。

また、20 年度については、開拓求人の充足数、開拓求人とも実施要項で定めた目標値を下回るという結果になっております。

2 点目として、従来 of 国の実施地域との比較でございます。

青森東青地域は、19、20 年度とも民間事業者が実施したわけですが、17、18 年の国の実績を下回る結果となっております。

福岡筑豊地域については、19 年度の民間実施の実績は、過去の国の実績とも遜色がないという結果になっております。

北海道函館地域では、20 年度が民間実施地域だったわけですが、過去の 3 年間の国の実績をいずれも下回るという形になってしまっております。

3 点目として、厚生労働省が定めた国の比較対象地域との比較でございます。

19、20 年度とも、民間実施地域が国の比較対象地域を下回るという結果になっております。

ただし、民間実施地域と国の比較対象地域は、民間競争入札を行う前の段階においても、国と民間で差があるところがございますので、この点については留意が必要であるということを記載して

おります。

5 ページ目の「3 実施経費等について」でございます。

表2にございますように、赤字斜体部分が民間事業者の実績となっております。

民間の実績の数値というのは、委託費に国の契約執行経費を加算したものです。

括弧内に求人充足数1人当たりの経費ということで算出したものを載せておりますので、こちらの方で比較をさせていただきたいと考えております。

分析といたしましては、(2)にございますように、北海道函館地域、青森東青地域は、国の実績を経費が大きく上回っているという形になっておりまして、福岡筑豊地域については、国の過去の実績とも遜色がないという結果になっております。

5 ページ目の下になりますが、評価のまとめでございます。

民間事業者の実績は、実施要項で規定されたサービスの質である開拓求人数及び開拓求人の充足数の目標値を達成しておらず、また、経費で見ても、福岡筑豊地域以外では、国の実施経費を上回るという結果になっております。

この求人開拓事業に関しましては、従来からハローワーク等分科会においても委員の皆様から、なぜこのような実績の差が生じるのかということで色々御意見をいただいております、それらも踏まえまして、厚生労働省から国と民間の開拓方法に関する情報をいただいたり、民間事業者や、管轄する労働局からのヒアリングなども行ったところ、次のことが一因として考えられるのではないかと思います。

6 ページに進んでいただきたいと思います。この事業は雇用失業情勢がかなり厳しい地域で行われるということになっておりますので、求人を提出できる、求人提出の可能性のある事業所というものがかなり限られた地域での実施であります。こうした地域事情を踏まえると、量的な求人の確保には、6 ページの上に①②とまとめております2点が重要であると考えられます。

まず、1点目としては、地域の求人提出の可能性のある事業所を把握している、情報を網羅的に持っていることが重要である。

2点目としては、事業の実施主体、やはり求人開拓推進員、実際にその事業所に働きかける人は、事業所になじみがあって、かつ求人条件などの緩和もしくは助成金などの御案内などを通じて、求人に結び付けるようなテクニックを持っているかどうかということが重要になってくるかと思います。

この点について、民間と国の実施方法などを比較すると、まず1点目の情報については、民間事業者は、自分たちの企画書で提出した事業所の情報に基づいて開拓を行うということになっておりまして、国の方からも情報はかなり提供しているのですが、やはり国が実施する際と比べて、情報量に差があったのではないかとということが考えられます。

また、2点目の人材についてですけれども、19年度は民間事業者か経験者の割合が25%、33.3%。国の場合は75%、85.7%。20年度は民間の場合が50%、22.2%、国の場合は100%、75%等とかなり高い水準となっております、国の方は経験者が多いという形になっております。

また、市場化テスト実施前の国の推進員の方の経験年数としては、北海道函館地域については、

最長で5年やられている方もいる。青森東青地域についても最長で2年ということで、かなり経験に差があったということは言えると思います。

これらを踏まえたまとめでございますけれども、本事業に関しては、民間事業者は単年度で実施するというので、本事業についての過去の蓄積というのはほとんどないということになるかと思いますが、国の場合には、単年度の事業といえども、過去からの蓄積、情報や人材の蓄積を活用して行っていることから、結果としては、イコールフットINGが達成した状態での比較ではなかったということも考えられまして、これが官民の実績差の要因として考えられるのではないかと思います。

これらを踏まえて、今後の方向でございますけれども、勿論、民間事業者も経験を積み、かなり実績は上がってくるということは考えられますが、そもそもこの事業に関しては、有効求人倍率に応じて実施地域が変わる事業でございますので、事業の複数年化は難しいということを踏まえて検討すべきではないかという点を記載しております。

また、民間事業者が比較的少ないと考えられる地域で行うという事業で、実際に不調が生じていることも考慮すべきであることを記載しており、今後、少なくともこの事業をこのままの枠組みで市場化テストを続けるのは難しいのではないかと考えております。

長くなりましたが、以上になります。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御自由に御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 いろいろ分析をしていただいて、大分わかってきました。ただし、大きな差が出る理由については、入札監理小委員会でも議論はいたしましたが、十分納得が得られるわけではありません。ただ、こういう実績が出ていることは事実ですので、これはこれで受入れて、入札監理小委員会のレベルでは、これはよしとしたということであります。

○落合委員長 ほかに何か御意見、御質問ございますか。

よろしければ、この内容で本委員会としても異存はないということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないとさせていただきます。

そうしますと、以上をもちまして、公開審議は終了ということで、これからは非公開審議に移ることになりますので、傍聴者の方がおられたら、御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)